

令和8年2月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和8年3月6日・9日

場 所 第3委員会室

令和8年3月6日(金曜日)

委員 安田厚生
委員 本田利弘
委員 工藤隆久

午前10時0分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第45号 令和7年度宮崎県一般会計補正
予算(第8号)

○議案第59号 令和7年度宮崎県立学校実習事
業特別会計補正予算(第1号)

○議案第60号 令和7年度宮崎県育英資金特別
会計補正予算(第2号)

○議案第61号 令和7年度宮崎県公営企業会計
(電気事業)補正予算(第2号)

○議案第62号 令和7年度宮崎県公営企業会計
(地域振興事業)補正予算(第
2号)

○議案第65号 宮崎県高等学校等教育改革促進
基金条例

○議案第81号 訴えの提起について

○報告第2号 専決処分の承認を求めること
について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提
起について

○その他報告事項

- ・令和7年中の交通事故情勢について
- ・一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
について

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 高井良浩
警務部長 奈良文代
警務部参事官兼
首席監察官 奥野仁
生活安全部長 三木健次
刑事部長 迎修二
交通部長 黒瀬信太郎
警備部長 河野博之
生活安全部
サイバー戦略局長 梅原守
警務部参事官兼
会計課長 寺田健一
警務部参事官兼
警務課長 中武泰博
生活安全部参事官兼
生活安全少年課長 小野哲也
交通部参事官兼
交通企画課長兼交通規制課長 佐藤勝重
総務課長 後藤泰三
総合管理課長 安井照和
生活環境課長 水増勝二
運転免許課長 岩田浩幸

企業局

企業局長 松浦直康
副局長
(総括) 大野正幸
副局長
(技術) 松山英雄
技監 小野一彦

出席委員(7人)

委員 長 荒神稔
副委員 長 永山敏郎
委員 坂口博美
委員 中野一則

| | |
|--------|------|
| 総務課長 | 奥野真一 |
| 経営企画室長 | 栢木良一 |
| 工務管理課長 | 山元孝訓 |
| 施設保全課長 | 結城善行 |
| 発電設備課長 | 安藤忠 |
| 総合制御課長 | 西本修一 |

教育委員会

| | |
|------------------|-------|
| 教育長 | 吉村達也 |
| 副教育長 | 柏田学 |
| 教育次長 (教育政策担当) | 吉玉拓 |
| 教育次長 (教育振興担当) | 田中幸一 |
| 教育政策課長 | 須波勇一郎 |
| 参事兼財務福利課長 | 畑中道一 |
| 財務福利課育英資金室長 | 安部博己 |
| 高校教育課課長補佐 | 竹村新吾 |
| 義務教育課長 | 柚木山尚未 |
| 特別支援教育課長 | 山之口義弘 |
| 教職員課長 | 菊池武司 |
| 生涯学習課長 | 中村敏彦 |
| スポーツ振興課長 | 田中裕久 |
| 文化財課長 | 田中礼子 |
| 人権同和教育・生徒指導課長 | 川越政紀 |
| 図書館長 | 田代暢明 |
| 美術館副館長 | 梅田一明 |
| 総合博物館館長 | 井上大輔 |

事務局職員出席者

| | |
|-------|------|
| 議事課主幹 | 黒木一寛 |
| 総務課主事 | 高妻勇斗 |

○荒神委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

す。
日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○高井警察本部長 警察本部長の高井でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、平素から警察の運営に關しまして、深い御理解と御協力を賜っておりますこと、改めまして、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に入ります前に、私からおわびを申し上げたいと思います。

既に報道されておりますが、自殺した元職員に関する国家賠償請求事件においては、判決内容を精査した結果、裁判所の判決を重く受け止め、判決を受け入れることといたしました。

改めまして、お亡くなりになられた職員の御冥福をお祈り申し上げるとともに、御遺族の皆様に対しましては、心よりお悔やみを申し上げます。

また、県警察における安全配慮が十分ではなく、尊い命を失わせてしまったことについて、亡くなられた職員と御遺族の皆様に対し、衷心よりおわびを申し上げます。

また、県民からの負託を受けて、県民の生命を守ることを任務とする警察でありながら、自らの職員の尊い命を失わせてしまったことは、

委員の皆様をはじめ、県民の皆様の期待と信頼を損なうものであり、大変申し訳なく思うところでございます。

二度とこのような悲しい出来事が発生しないよう、組織の体制・体質の見直しや、改善を含めた再発防止対策に取り組み、組織を挙げて、良好な職場環境の確保に努めてまいる所存でございます。

なお、後ほど、報告第2号案件として御報告を申し上げるものでありますが、損害賠償金につきましては、2月2日に知事の専決をいただき、2月17日に原告である御両親にお支払いをしたところでございます。

次に、御審議いただきます案件の御説明を申し上げます。

予算議案が1件、報告承認が1件、報告事項が1件、その他の報告が1件でございます。

まず、予算議案につきましては、議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち公安委員会に係るものであります。

次に、報告承認につきましては、先ほど御説明申し上げました、国家賠償請求事件に係る報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについてであります。

最後に、その他の報告事項につきましては、令和7年中の交通事故情勢についてであります。

それぞれ担当部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○荒神委員長 ありがとうございます。次に、予算議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 令和8年2月定例県議会提出の議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」の公安委員会関係につきまして説明します。

資料3ページを御覧ください。

本議案に係る補正予算は、マイナス9億457万9,000円の減額補正となり、補正後の予算は298億9,734万円となります。

それでは、目ごとの主な補正理由について説明します。

資料4ページの令和7年度2月補正歳出予算説明資料を御覧ください。

(目) 公安委員会費の補正額につきましては、マイナス50万5,000円です。公安委員会費は、宮崎県公安委員会の運営及び警察署長の諮問機関である警察署協議会等に要する経費となり、減額の主な理由は、殉職警察官慰霊祭の開催費用に不用額が生じたものです。

次に、(目) 警察本部費の補正額につきましては、マイナス4億6,132万円です。

警察本部費は、職員の人件費や警察業務を行う上で必要となるOA機器や事務等に要する経費となります。

警察本部費は、事項名として職員費と運営費とに分かれていますので、それぞれについて説明します。まず、(事項) 職員費につきましては、人件費の補正であり、その主なものは、育児休業者や年度途中退職者等に係る給料の不用額となります。

次に、(事項) 運営費につきましては、会計年度任用職員の年休等によって生じた通勤手当等の不用額や、「警察業務電算化推進事業」における警察署・交番ネットワーク機器賃借料等の入札残により減額補正するものです。

次に、資料5ページを御覧ください。

(目) 装備費の補正額につきましては、マイナス536万8,000円です。

装備費につきましては、警察機動力及び警察装備の整備充実強化と装備資器材を整備する経費となります。主な補正理由につきましては、警察活動用車両維持費の執行額が見込みより少なかったことから、減額補正するものです。

次に、(目) 警察施設費の補正額につきましては、マイナス1億225万3,000円です。

警察施設費は、警察施設の整備と適正な維持管理に要する経費となります。警察施設費は、事項名として警察施設費と警察署庁舎建設費とに分かれていますので、それぞれについて説明します。

まず、(事項) 警察施設費の主な補正理由につきましては、西階交番の建設予定地取得費用の不用額や警察署庁舎等の維持管理に要する工事の執行残と、工事内容を一部見直したことにより減額補正するものです。

次の(事項) 警察署庁舎建設費につきましては、宮崎西警察署(仮称)の庁舎建設に係る設計業務の不用額に伴う減額と、都城警察署用地拡張に伴う移転補償額確定による増額の補正を行うものです。

次に、資料6ページを御覧ください。

(目) 運転免許費の補正額につきましては、マイナス2,301万円です。

運転免許費は、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務に要する経費となります。主な補正理由につきましては、運転免許事務委託料における会計年度任用職員の報酬等に不用額が生じたものや、「運転免許証ICカード化運営事業」における、ICカード台紙購入額に不用額が生じたことにより減額補正するものです。

次に7ページを御覧ください。

(目) 警察活動費の補正額につきましては、マイナス3億1,212万3,000円です。

警察活動費とは、生活安全、刑事及び交通等の警察活動全般に要する経費と交通安全施設の維持管理や整備のための経費となります。警察活動費は、事項名として、一般活動費と交通安全施設整備事業費とに分かれていますので、それぞれについて説明します。

まず、(事項) 一般活動費の主な補正理由につきましては、国スポ・障スポ関連事業で、射撃場標的装置の更新や警衛・警備対策室の改修工事等に執行残が生じ、減額補正するものです。

次に、(事項) 交通安全施設整備事業費についてです。本件事業は、安全で安心な交通環境を保持するために、交通安全施設を整備する事業となります。「交通安全施設整備事業」の一部は、国庫補助対象の事業となっております。補助金につきましては、警察庁を經由し、財務省に対して要求することになりますが、警察庁の要求額が財務省で査定されたことに伴い、本県への交付決定額も減額され、補正が必要となったものです。

次に、資料8ページの「令和7年度繰越明許費について」を御覧ください。

令和8年度に繰り越す事業は2件あります。

1件目は、「宮崎西警察署(仮称)整備事業」です。繰越金額は、1億641万4,000円となります。繰越しの理由につきましては、庁舎建設に伴う用地購入について、関係機関との調整に日時を要したため、基本設計業務等を年度内に完了することが困難となったことから、予算の繰越しを行うものです。

2件目は、「都城警察署整備事業」です。繰越金額は8,842万3,000円となります。繰越しの理由につきましては、庁舎建設に伴い、隣接す

る一部の土地を取得する予定であります。その用地交渉等に日時を要したことから、土地の購入等に係る予算の繰越しを行うものです。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。予算議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 次に、報告承認について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」の御説明をいたします。

資料は、9ページになります。

資料右上にありますとおり、令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）につきまして、本来であれば議会において議決いただく案件ではございますが、そのいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

このことについて、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものです。

まず、1の補正の理由と2の補正予算額についてですが、国家賠償請求事件に伴う経費3,957万7,000円を補正するものです。

次に、3の国家賠償請求事件の概要についてです。

本件は、平成31年1月20日に自死した警察官の御両親が、本件警察官の自死した理由が、勤務先である警察署の上司のパワーハラスメント及び過重労働によるものであるとして、宮崎県に対し、国家賠償法に基づく損害賠償を求めて、令和3年8月31日付で宮崎地方裁判所へ提訴した事件で、本年2月14日に判決が確定したものです。

判決内容につきましては、被告である宮崎県が、原告である御両親それぞれに対し、1,457万6,431円及びこれに対する、本件警察官が亡くなった日の翌日である平成31年1月21日から支払い済みまで、年5分の割合による金員の支払いを命じる損害賠償額が決定したものです。

この損害賠償金については、本年2月17日に、原告ら各自に対し、1,973万4,091円、2名合計3,946万8,182円を支払いいたしました。

県警は、二度とこのような悲しい出来事が起きないように、組織を挙げて、良好な職場環境の確保に努めてまいります。

「専決処分の承認を求めることについて」の説明は以上です。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

報告承認について質疑はありませんか。

○工藤委員 パワーハラスメント及び過重労働ということですが、その後のパワーハラスメントへの改善、また過重労働の解消に向けた取組をお伺いしたいと思います。

○奥野首席監察官 再発防止対策ですが、監察課のほうで総括的に取りまとめているところでありますけれども、あらゆる機会を通じて、ハラスメント防止に向けた指導教養を徹底します。

また、職員のハラスメントに関する認識のさらなる向上に取り組むとともに、職員の業務管理及び人事管理をより一層徹底し、超過勤務の縮減とメンタルヘルスケアに配慮しながら、過重労働にならないように、全ての職員が働きやすい良好な職場環境づくりに努めてまいります。

現在、監察課のほうで最終的な取りまとめをやっているところであります。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

○安田委員 パワーハラスメントによるこのような事件が、いろいろなところで起きています。

熊本県の消防組織や高千穂町の消防組織で——いわゆる上下関係がある職場での仕組みや悪いところは、上司の方が気づかれるのが最良だと思うのです。そんなところをやはりこれから先、部下をどれだけ見ていくのかというのが一番大事になってくると思うんですけども、そういうところをしっかりとやっていただきたいと思っていますところでもあります。

質問ではありませんけれども、この気づきというのをしっかりと皆さんやっていただきたいと思います。これから先、このような事件が起こらないように。そして、先ほど言い忘れましたけれども、熊本県の消防組織での事件は、職場内だけでなく勤務終了後の、家に帰ってからのパワーハラスメントもあったということを知っていますので、そういうところも、やはり全体的に上司の方が気づきを持っていただくのが一番かなと思っていますので、よろしく願い申し上げます。質問ではありません。お願いです。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 県警では説明もやりづらいかと思うんですけども、かつては交番の統廃合がありましたよね。この根本にあるのは定数不足じゃないかなという気がするんです。こんな中で過重労働というのを抑制していけば、県民サイドから警察の対応が手薄になるという懸念がでます。ここらの定数の配置の在り方という、あまりにも中央の力があがりすぎるんじゃないか、実態に合っていないんじゃないかという気がするんですけども。これ答えづらかったらもう結構なんですけれども、ここら率直なところどうですか。

○高井警察本部長 御指摘のとおり、警察官の定員は、政令で定められておりまして、この政

令の範囲を基準として、最終的には県の条例で定めるということになっております。

県の条例でありますけれども、必ずしも政令と同じ数となるわけではございません。現に我が県の警察官に関する条例での定員も、政令で規定された定員に若干上乘せをさせていただいているところでございます。

我々としては、業務の合理化、効率化も進めて、過重労働にならない努力を進めておりますけれども、その上で、どうしても定員が足りないということであれば、警察庁も含めた関係各署へいろいろ働きかけをするということは、考えなければいけないというふうに考えておりますが、まずは、現有の戦力でいかに業務を合理化、効率化できるかということ、きちんと考えていかなければいけないと考えているところでございます。

今回の件が、それを検討する一つの契機になればいいなと思っておりますので、委員の皆様のご理解、御協力もいただければと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○坂口委員 ちょっと素人で分からないんですけども、政令で定めている定数と県の定める定数との差で、オーバー分が出たときの人件費は、財政の仕組み上、県単費にならざるを得ないような気がするんです。そうすると、現実的に無い袖は振れないという限界が来てしまう。ここらが改善すべき大きな点じゃないかなって思うんです。

だから、ボトムアップ方式でなく、トップダウン方式だと定数は、県の実態把握という点では、あまり利口な方法じゃないような気がするんです。これは自分の意見を述べるだけにとどめておきますけれども、ぜひそこらを——僕ら

も勉強してまいりますので、よろしくお願ひします。

○荒神委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 ないようですので、次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

文教警察企業常任委員会資料の10ページを御覧ください。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は4件になります。一覧表の上から順に説明します。

1件目の録画データの破損事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年7月4日午後1時35分頃、宮崎北警察署の警察官が犯罪捜査のため、事案発生場所に設置された防犯カメラ画像を解析しようとビデオレコーダーを操作した際に、何らかの原因により、同機器のハードディスクに保存されていた録画データを消去させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員が適切にビデオレコーダーを操作しなかった過失によるものであり、相手側の過失はありません。

この事故の損害賠償額につきましては、本来であれば、消去した録画データに係る財産的価値としての損害額を算定し、算定した損害額を支払うべきところではありますが、相手方が録画データの復元を強く望んでおり、示談交渉の中で、相手方の手続による録画データの復元費用を賠償することで納得を得られたことから、相手方が業者に依頼して録画データの復元に要し

た費用として、58万800円を県費から支出しています。

次に、2件目の物損事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年8月10日午後5時50分頃、高鍋警察署の警察官が、犯罪捜査における現場見分の際、着用していた耐刃防護衣の右前ポケットから手袋を取り出したところ、同ポケット内に手袋と共に在中していた予備の無線機電池パック1個が、手袋を取り出した拍子にポケット内から飛び出し、相手方車両のボンネット及びフロントバンパーに落下し、同車両を破損させたものです。

原因につきましては、当該職員がポケット在中品を安全に取り出さなかった過失によるもので、相手方に過失はありません。

この事故の損害賠償額につきましては、相手方車両の修理費や修理期間中のレンタカー代として、48万9,379円を県費から支出しています。

次に、3件目の保管物件の紛失事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年8月14日に、都城警察署が対応した独居者の変死事案において、御遺体を遠方に居住する遺族に引き渡すまでの間、現場で発見された現金11万6,000円と自宅の鍵等6点を、都城警察署刑事第一課執務室内に設置する貴重品保管庫で保管していましたが、同月25日午後5時15分頃に、保管庫の保管責任者である刑事第一課長が同保管庫内を点検したところ、本件貴重品が紛失していることに気づいたものです。

原因につきましては、警察署における貴重品の保管が不徹底であったことによるものです。

この事故の損害賠償額につきましては、紛失した現金11万6,000円と、自宅の鍵錠交換費用1万2,100円の合計12万8,100円になり、現在、

県費の支払手続をしています。

最後に、4件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年9月4日午前11時55分頃、警務部警務課の警察官が福岡市で開催された、逮捕術の合同訓練に参加するため使用していた公用車のバスを駐車場に移動させるため、福岡市内の片側2車線の市道の中央線側になる第2車線を走行中、歩道側の第1車線に停車していた相手方車両の右ミラーに、公用車の左ミラーを接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認の過失によるもので、過失割合は県側が100%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、ミラーの修理費として、4,620円を県が加入する任意保険から支出しております。公用車につきましては、損傷はなく修理は行っておりません。

県警では、引き続き、交通事故防止を含めた各種事故防止対策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

「損害賠償額を定めたことについて」の報告は以上です。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

○工藤委員 令和7年8月25日、都城市の保管物件紛失事故で、保管したところからなくなったというのは、どういうことなんですか。

○奥野首席監察官 中に確実に入れたかどうかということまでは判明していない状況なので、窃盗もしくは紛失ということで報告させていただいているところであります。

○工藤委員 警察署内なので、多分、出入りが自由なところに置いてあったわけではないと思います。警察署内に窃盗をした方がいらっしゃ

ったとしたらすごく問題だなと、率直に思うところでございますので、しっかりとした調べをしていただきたいというところでございます。

○高井警察本部長 通常、犯罪捜査に関する具体的なところは申し上げないものですが、あえて申し上げますと、これは窃盗事件として捜査をしておりますが、誰が盗んだかということについては、まだ分かっておらず、捜査を継続しているというところであります。

一方で、御遺族の方に財産的な損害が発生したということは事実でございますので、犯罪捜査とは別の話として、今回は御遺族の方に賠償をさせていただくということで、御承認を賜りたいというものでございます。御理解いただければと思います。

○安田委員 もう一度、確認なんですけれども、一度御遺体があった場所で、11万6,000円をお預かりになり、その現金がなくなったということではよろしいでしょうか。

○迎刑事部長 死体取扱業務は刑事部担当でございますので、私のほうから答えさせていただきます。これは、死体取扱業務の際に、普通は御遺族に貴重品を確認してお渡しするところでございますけれども、御遺族が近くにおられなかったということで、一旦それを警察署で預かりました。その保管庫は刑事一課の部屋にあります。その保管庫に入れ、鍵をかけて、その出納状況も明確にして保管するというのが前提でありましたけれども、その保管庫に置いたはずの貴重品が、現金を含めてなくなっていたということでございます。前後の流れから保管庫から盗られた可能性もありますし、ひょっとしてその担当者がどこかに置き忘れた可能性もあるというところで、窃盗事件、もしくは紛失事案という両面で調査、捜査をやっているところで

あります。

紛失したのは、保管庫に入れていたと認められる現金、財布、鍵、携帯電話等であります。

○安田委員 今、捜査中ということですので、あまり深くは聞きませんが、こういう事件が起こらないように、しっかりと保管していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒瀬交通部長 常任委員会資料の11ページを御覧ください。

令和7年中の交通事故情勢について、御報告いたします。

まず、項目1の交通事故発生状況についてであります。(1)のグラフは、過去10年間の交通事故発生件数、負傷者数、死者数の推移を表したものであります。各年の青色の棒グラフが発生件数、緑色の棒グラフが負傷者数、赤色の折れ線グラフが死者数を、それぞれ示しております。

令和7年中の交通事故発生件数は2,477件で、前年比マイナス226件、減少率はマイナス8.4%で、過去最多であった平成22年の1万1,000件以降、最少を更新いたしました。

発生件数の減少に伴いまして、負傷者数も年々減少しておりますが、令和7年中の死者数は34人で、平成30年以降はいずれも30人台で推移しております。

次に、12ページを御覧ください。

(2)交通事故死者数の全国との対比につい

てであります。グラフは、オレンジ色の棒グラフが宮崎県の交通事故死者数、青色の折れ線グラフが全国の交通事故死者数をそれぞれ示しております。全国の死者数は年々減少傾向で推移しており、令和7年中は2,547人で、統計が残る昭和23年以降で最少となりました。全国では減少傾向で推移している中、宮崎県では平成30年以降、いずれも30人台で推移しております。

次に、13ページを御覧ください。

(3)死者の年齢層別・状態別についてであります。表の右から2番目、灰色の死者数の欄、令和7年中の死者34人を年齢別に見ますと、65歳以上の高齢者19人が最多で、次いで50歳代が6人であります。表の下から2番目、高齢者の死者数を状態別で見ますと、四輪車乗車中が9人で約半数を占めました。

全ての年齢層を見てみますと、自転車乗用中の死者は全体で6人で、例年よりも多く、そのうち高齢者が4人でありました。同じく全ての年齢層のうち、歩行中の死者は全体で10人で、このうち高齢者が4人でした。

次に、14ページを御覧ください。

(4)高齢運転者・高齢者の事故についてであります。表は、平成28年から令和7年までの10年間に、高齢運転者や高齢者の事故がどのように推移しているのかを、上段に人身事故件数、中段に死亡事故件数、下段に死者数と分けて示したもので、それぞれの数値の下に割合を示しております。

また、表の下、灰色の欄に、宮崎県の人口・高齢化率を示しており、人身事故や死亡事故に占める高齢運転者事故の割合や、死者に占める高齢者の割合と宮崎県の人口高齢化率を比較することで、県内の高齢者の事故情勢を分析しております。

上段の人身事故のうち、高齢運転者事故の割合は、令和7年の黄色の欄のとおり31.9%で、同じく令和7年の表の下方、灰色の欄、宮崎県の人口・高齢化率34.4%よりも低くなっておりませんが、平成28年以降の推移を見ますと、年を追うごとにその差が小さくなっており、高齢化率の高まりに伴って、高齢運転者による交通事故の割合も高くなっております。

中段の死亡事故のうち、高齢運転者事故の割合は、令和7年の35.3%をはじめ、過去10年を見ましても、半分以上は宮崎県の人口・高齢化率を超えております。下段の死者のうち、高齢者の割合は、令和7年は55.9%で、全ての年で宮崎県の人口・高齢化率を大きく超えております。

以上のことから、高齢運転者による事故の割合が高まりつつあることや、高齢者が重大事故の加害者や被害者となっているケースが多いことが分かり、宮崎県の高齢化率が年々高まっている状況からも、継続的な高齢者対策が重要と考えております。

次に、15ページを御覧ください。

(5) 歩行者が死亡した交通事故についてであります。グラフは、各年の歩行者が死亡した事故のうち、棒グラフのオレンジ色の部分が昼間に発生した事故の死者数、棒グラフの灰色の部分が夜間に発生した事故の死者数、水色の折れ線グラフが夜間事故の死者数の構成比を示しています。

また、赤色の折れ線グラフは、横断歩道横断中の死者数です。歩行中の死者は、過去10年で令和7年が最も少ない10人でありましたが、そのうち3人が横断歩道横断中に亡くなっております。

夜間の歩行中死者の構成比を見てみますと、

令和2年を除き、いずれの年も半数以上が夜間の事故で亡くなっております。下段の表は、夜間歩行中死者の反射材着用状況を示しておりますが、平成30年以降の夜間歩行中死者は、いずれも反射材を着用しておらず、この結果を言い換えると、反射材を着用していれば、重大な結果を防げたのではないかと考えております。

次に、16ページを御覧ください。

(6) 自転車に関与する交通事故についてあります。グラフの棒グラフは、自転車当事者を、下から緑色の小学生、薄い青色の中学生、濃い青色の高校生、薄い黄色のその他の当事者にそれぞれ分類したもので、棒グラフの上の灰色の数字は、全ての年代の自転車に関与する事故の総数を示しています。また、赤色の折れ線グラフは、自転車乗用中の死者を示しております。

自転車に関与する事故は、令和7年は灰色の部分261件と、平成28年の998件と比較すると、約4分の1まで減少していますが、自転車乗用中の死者は、令和7年に6人と、平成29年と同数ではありますが、過去10年で最多となりました。

自転車当事者を小学生、中学生、高校生でそれぞれ比較いたしますと、いずれの年も青色の高校生が多い状況で、下段の表に各当事者の法令違反ありやヘルメット非着用の構成比を示しておりますが、いずれの当事者においても、高い割合で法令違反があることに加え、当事者数の多い高校生では、特にヘルメット非着用が多いことも明らかとなりました。

以上のとおり、令和7年中の交通事故全体といたしましては、発生件数は減少傾向にありますが、死者数は30人台で、高齢者が被害者や加害者となる事故が目立った上、自転車乗用中の

死者が例年に比べて多い状況でありました。

このような交通事故情勢を背景に、宮崎県警察で取り組んだ各種施策等について、次の17ページ以降で御説明いたします。

17ページ、項目2の取組といたしまして、まず、(1)高齢運転者対策についてであります。高齢運転者対策で強化している対策は、制限運転であります。制限運転とは、運転者が自身の体調や運動能力を把握し、運転の時間帯や場所などについて、自らあらかじめ一定のルールを設け、それを守ることで交通事故の危険性を低減させる取組であります。

県内では、令和元年5月の延岡市北方町を皮切りに、自治体や地区単位で取組を推進しておりましたが、コロナ禍の影響もあり、なかなか取組が広がっていかない状況にありました。

そこで、令和4年7月から警察署や運転免許センターでの受付を開始し、さらに、令和5年9月に宮崎県指定自動車学校協会等と制限運転推進に係る連携協定を締結して、高齢者に宣誓を呼びかけていただき、令和7年12月末現在で累計8万人を超える方が制限運転を宣誓しています。制限運転につきましては、一層の宣誓者拡大に向けて広報啓発活動を推進してまいります。

次に、18ページを御覧ください。

(2)歩行者保護対策についてであります。まず、左側の交通安全施設の整備等のうち、横断歩道の整備についてですが、摩耗度の高い横断歩道を重点に約1,700か所を補修・更新しております。また、その下、過去に横断歩行者の事故が発生した横断歩道や、通学路で信号機のない横断歩道をモデル横断歩道に指定し、カラー塗装をして目立たせ、ドライバーに対する歩行者優先の交通ルールの啓発と交通指導取締りを

推進しています。

下段の交通安全教育につきましては、各地区の交通安全協会の交通安全指導員と連携しながら、幼児・子供から高齢者まで幅広い年代に対する講話や実技指導を行い、横断歩道の利用促進や横断時の安全確認の励行を啓発しております。

中央の交通指導取締りについては、モデル横断歩道を中心に、全ての横断歩道において、横断歩行者等妨害等の取締りを強化しており、ドライバーに対する歩行者優先意識の啓発を推進しております。

下段の折れ線グラフは、毎年、JAFが調査・公表する信号機のない横断歩道における車両の停止率を示しており、昨年は76.5%と、前年よりも6.3ポイント向上し、全国平均よりも19.8ポイント高くなっております。

次に、右側の反射材の着用促進・歩行者保護啓発についてですが、夜間の歩行中死者の割合が高いという事故実態を踏まえ、高齢者を中心に反射材配布の取組を強化し、昨年は約2万3,000個の反射材を配布しております。

また、その下は、道路に設置しております交通情報板の活用状況です。ドライバーや歩行者に対して横断歩道上の交通安全に係る広報啓発を実施しております。

次に、19ページを御覧ください。

(3)自転車対策についてであります。近年、自転車利用者による交通事故の増加や危険な運転等を背景に、自転車に関する道路交通法の改正が相次いで行われており、令和5年4月から自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化、令和6年11月から自転車の携帯電話使用等及び酒気帯び運転の罰則規定の整備、そして、令和8年4月からは、自転車に対する交通反則通告

制度、いわゆる青切符の適用が開始されます。

そこで、警察ではあらゆる機会を通じた広報啓発活動を推進しております。まず、左側上段は、大型ビジョンを利用した広報啓発で、宮崎市のサンマリスタジアムにおいて実施された高校生の野球大会において、大型ビジョンでヘルメット着用啓発の動画を放映しました。

次に、中央上段は、宮崎駅前交差点の角に位置するビルに設置された大型ビジョンにおいて、交通反則通告制度を周知する動画を放映したもので、いずれも関係機関や団体等の御協力をいただいで実施しているものであります。

次に、右側上段は、県教育委員会と連携した取組といたしまして、自転車事故の当事者となりやすい高校生を対象に、県内全ての高校の代表生徒がオンラインで参加する交通安全サミットを開催し、ヘルメット着用の努力義務化や頭部保護の重要性を訴え、自転車通学時のヘルメット着用を促進する取組について協議を行いました。

また、左側下段、中学生や高校生と合同の街頭キャンペーンを実施している状況で、ヘルメット着用や交通反則通告制度の周知を図ったり、中央下段のように、警察官等による交通指導、学校における交通安全教室等に際しても、広報啓発を推進しております。

資料の右側下段には、警察庁が調査・公表した自転車乗車用ヘルメットの着用率について示しております。令和7年6月に実施した調査では、宮崎県は18.8%と、全国や九州の平均よりも低い結果でした。

資料にはございませんが、1年前の着用率調査では宮崎県は8.1%で、令和7年は10ポイント以上上昇しているところであり、今後も広報啓発を推進し、着用促進を図ってまいります。

以上、令和7年中の交通事故情勢や取組について御説明いたしました。高齡化が進展する宮崎県では、今後も高齡運転者による事故や高齡者が被害者となる事故が危惧されるところであります。

警察といたしましては、日々刻々と変化する交通情勢を踏まえ、時代に即した各種施策を推進して、交通事故のない安全で安心な宮崎県を目指して取り組んでおります。

令和7年中の交通事故情勢については以上であります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○本田委員 詳細に説明ありがとうございました。

13ページの死者の統計のところなんですけれども、高齡者と一括りで19名ということで死者が書かれておりますが、高齡者といっても非常に幅が広いんで、もしデータをお持ちであれば、例えば70代であるとか、80代とか、5歳刻みとかのデータがあれば教えていただきたいと思うんですが。

○黒瀬交通部長 65歳以上の高齡者の方の年代別ということでよろしいでしょうか。

○本田委員 高齡者と後期高齡者の2つぐらいでも構わないんですけれども。

○黒瀬交通部長 宮崎県警察のデータの取り方として、65歳以上の高齡者というくくりでしか、現在データの入力できておりませんので、大変申し訳ないんですけれども、例えば後期高齡者75歳以上とかいうくくりでの統計の取り方は現在しておりません。

○本田委員 34名中19名が高齡者ということで、データとして、その部分をある程度

分析をしていただかないと——12 ページの表、全国の死者数は減少傾向なんですけれども、宮崎県は横並びになっている。これから高齢者が増えていきますので、この分析をした上で、交通対策を打たれているのかどうかをお伺いしたいです。

○黒瀬交通部長 先ほど申し上げましたとおり、現在のデータの取り方はそうなっておりますが、今後、各機関と調整いたしまして、委員の御指摘のデータの取り方、こちらについても検討させていただきたいと考えております。

○本田委員 一般質問でも——これはあくまでも被害者ということで出ていますけれども、加害者の方も、免許の返納の年齢が全国よりも10歳ぐらい遅いんじゃないかなと思ってまして、ここをしっかりと分析をしていただいて、対策を打っていただくというのが、大変重要じゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○荒神委員長 要望でよろしいですか。

○本田委員 はい、要望で結構です。

○永山副委員長 委員長を交代します。

○荒神委員長 今の件ですが、やはり人生100年時代でございますので、75歳、後期高齢というような、ある程度のくくり方も必要じゃないかなというふうに思っているところです。

○永山副委員長 委員長を交代します。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

○永山副委員長 自転車対策のところ、一番最後のページかなと思いますけれども、いろいろヘルメット着用については、啓発とかをしていらっしゃるというふうに思うんですけれども、宮崎市あたりは、都会なんで、通勤とかにいわゆる大人の方とかも自転車を使うんですけれども、地方に行けば、自転車に乗っているのは、

ほとんど学生か、外国人労働者なんです。外国人労働者の方々への啓発の取組の状況なんかがあれば教えてください。

○黒瀬交通部長 外国の方々に対する広報啓発でございます。

まず宮崎市内に、外国人の方を対象とした専門学校がございまして、そちらの学校から県警に対しまして、交通ルール、交通安全、自転車の安全な乗り方等についての交通安全教室をしていただきたいという要請がありますので、警察では、その要請を受けまして、各学校に行つて、そのような交通教室を実施しております。

また、いわゆる技能実習生の方々が県内各地にいらっしゃいますけれども、こちらにつきましても、各警察署に交通ルールについての教示をお願いしたい、交通安全教室を開いていただきたいという要望がありますので、各警察署のほうで、自転車の安全な乗り方、ルール等についての広報、啓発の対応をさせていただいております。

○永山副委員長 引き続きどうぞよろしくお願いたします。

○安田委員 18ページ、横断歩道の年間1,700か所の補修を行っているということで——県内の横断歩道の数、何万あるのか分からないのですが、数と、新規に横断歩道ができる数が分かれば教えていただきたい。

○黒瀬交通部長 まず横断歩道の数につきましては、県内約1万5,000本、正確に申しますと1万4,995本でございます。

新しい横断歩道と申しますのは、令和8年以降ということでよろしいでしょうか。

○安田委員 年間、大体平均的にどのくらいの数の横断歩道が新規にできているのかなというだけで、できれば令和7年でもよいです。

○黒瀬交通部長 申し訳ございません。現在手持ちで毎年どれくらい増えているかというデータはございませんが、警察の方針といたしましては、交通量の実態、交通事故の発生状況、その点等を考慮いたしまして、横断歩道自体は総量として減っていく状況でございます。

○安田委員 横断歩道がいろいろやり替えたりしているのかなと思っているのですけれども、やはり交通量の多いところの横断歩道は早く消えていくような感じがするのですけれども、毎年1,700か所ですか、もうちょっと増やさないと、完全に消えているよというところはたくさんあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○黒瀬交通部長 横断歩道の摩耗が激しいところにつきましては、先ほど御説明したとおり、年間1,700か所ほど補修しております。摩耗、いわゆる薄くなって消えてしまっている状況については、各警察署のほうで日々点検等を行っておりまして、摩耗度が高い、薄くなっている横断歩道につきましては、各警察署から本部のほうに報告がまいりまして、本部でその状況を確認した上で、薄ければ——摩耗度が高ければ、業者のほうに発注するという手続を取っております。

警察署で認知する、本部に報告する。本部が業者に発注する。というところで、若干のタイムラグがございまして、だからすぐ補修することにはなっておりませんが、今後はスピード感をもって補修は行ってまいりたいと考えております。

○坂口委員 横断歩道は警察の判断でというか、所管になるのかな。センターラインはどんなになるんですか。

○黒瀬交通部長 センターライン、いわゆる白のラインでございます。これは道路管理者——

国、県、市のほうで補修していただいているところでございます。

○坂口委員 国スポ・障スポを意識したときに、ちょっと補修作業が集中してきた場合は、今の建設業関連の業界の厳しさから、精いっぱい体制かなと思うんです。突発的に増えていたり、減っていったりすると、県内の事業者でそれ対応できるかできないか、県内の事業者が責任を持ってそれを対応しようとしたときに、設備なり、人的な投資といったものが、なかなか判断が難しい事態になる。

ちょっとくどくなりますけれども、だからといって県外から来ようとしたら、工事金額とそこにかかる経費を見たときに、なかなか希望する人もいないのかなと思うんです。しかし、ちょっとセンターラインとか、白線とかについて気になったものですから。今後、警察所管の横断歩道でも、国スポ・障スポとかの影響でそこらの補修数の凹凸がもしあるものでしたら、道路管理者と警察との調整が必要になるかなって、ちょっとそこが気がかりだったものですから尋ねたところです。答弁はいいのですけれども。

○黒瀬交通部長 来年、国スポ・障スポを控えておりますので、今年、令和8年はその点もしっかり見据えて、道路管理者——国、県、市のほうとしっかり調整させていただいて、来年の大会に向けて支障のないように取り組んでまいりたいと考えております。

○荒神委員長 それでは、最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは以上をもって、警察本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時8分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○松浦企業局長 本日御審議いただきます事項の概要であります。常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰ、予算議案につきましては2件ございます。

議案第61号が「令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」、そして、議案第62号が「令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」であります。それから、Ⅱ、その他報告事項といたしまして、「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設について」ですが、1月の常任委員会で御説明しました以降の動き等について御報告するものであります。

それぞれ詳細につきましては、担当課長、室長のほうから御説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○荒神委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○山元工務管理課長 補正予算について御説明いたします。

資料3ページをお開きください。

議案第61号「令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」であります。

1の事業の概要です。本事業は、運転開始から60年以上が経過しました綾第二発電所の発電設備の老朽化に伴い、令和元年度から令和9年度にかけて、水車発電機等の大規模改修を

実施するものでございます。

工事完了後は、再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFITを活用し、収益の確保を図ってまいります。

2の補正の理由ですが、急激な物価高騰のため、工事請負契約約款に定めるインフレスライド条項を適用して、工事費の増額をお願いするものでございます。

3の補正額についてですが、（1）の設定期間につきましては、令和元年度から令和9年度までで変更はございません。（2）総額及び年割額についてですが、アの営業費用につきましては、補正予定額はございません。イの建設改良費につきましては、最終年度であります令和9年度に、インフレスライドによる補正予定額として、11億9,350万円を増額するものです。この結果、営業費用の計①と建設改良費の計②を合わせた総事業費は、179億2,890万円となります。

続きまして、4ページを御覧ください。

インフレスライドによる変更について御説明いたします。

工事請負契約約款第25条第6項のインフレスライド条項の適用により、賃金または物価の変動によりまして、請負代金額が著しく不相当となった場合は、請負代金の変更を請求できることとされております。

このインフレスライドが適用される条件は、黒枠内の下段の（適用条件）に記載がありますとおり、大きく2点ございまして、（1）受注者からインフレスライドの請求があった日を基準日として、この基準日以降に残工事の工期が2か月以上あること、（2）新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加することとなっております。

本工事におきましては、基準日が下段の赤色の枠で示しております令和7年12月1日となっており、残工事の工期は2年4か月ございます。また、新単価適用後の残工事請負額が令和7年12月1日以降約10%増となり、適用条件を満たしていることから、請負代金額の変更を行うものでございます。

なお、インフレスライド額の支払いにつきましては、令和9年度に変更契約を締結した上で、工事完了後の最終支払いに併せて支払うこととなっております。

○栢木経営企画室長 続きまして、資料5ページを御覧ください。

議案第62号「令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」であります。

1の補正の理由であります、新たなキャンペーンの実施などにより利用者の確保に努めてきたところでありますが、ゴルフ場利用者数が目標を下回ることが想定されますことから、指定管理者から納付される施設利用料を減額します。

次に、2の補正額であります。まず、事業収益につきまして、表の一番上の太枠の中央、補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は、マイナス1,083万2,000円で、指定管理者からの納付金が減少する見込みとなったことによるものであります。補正後の事業収益の合計は、太枠の右端の計の欄にありますとおり948万8,000円となります。この結果、表の一番下の太枠の右端の計の欄にありますとおり、補正後の事業収益から事業費を引いた収支残は951万6,000円のマイナスとなります。

令和7年度の補正予算に係る説明は以上であります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案第61号、資料3～4ページについての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 次に、議案第62号、資料5ページについて質疑はありませんか。

○坂口委員 目標を下回る理由っていうのはどこにあるのですか。

○栢木経営企画室長 ゴルフ人口の減少であったり、高齢者の方で、開業以来、何度も来ていただいている利用者の方がいらしたんですけども、その方の利用回数が減ってきているというような状況もあります。それと、昨今、猛暑であるという状況や、台風によってコースコンディションが少し悪くなったということで利用者が減っている、そういった要因があるかと考えております。

○坂口委員 利用者の増減っていうのは、増えたときどう対応するのか、利用料を上げるのかということと連動しないと駄目だし、猛暑とか台風とかいうのは——普通、僕らの感覚だと指定管理希望者が自分のところでそれも想定に入れて損得勘定の中で相殺しているか、別個契約を定めて、こういう状況——例えば川の増水するときには別途協議するとかいうのが通常の契約だと思うんです。そういう取扱いはないのか。それともここで過去にそういうことがあったことを前提として、幾ら減るよという見込みですよ。そこらのルールっていうのはどんな具合に定めているのですか。

○栢木経営企画室長 指定管理者の背負うリスクというものにつきましては、修繕費というのが生じる場合、150万円を指定管理者の費用として出していただいて、それを上回る分については企業局の負担としています。それと、例え

ば想定外の台風であった場合の費用については、協議の上、企業局が負担するといったルールを設けているところでもあります。

○坂口委員 指定管理者が自分のところの売上げを想定した中で、年間幾らで、どういう条件でうちがお受けしますということで競争させて決めるわけですよね。だから、あくまでも営業というのは予測ですから、そういった損得勘定というのは、受託する側の責任において——高齢者の利用が増えていくとか、猛暑日がどれくらいあるだろうとか——予測を外れるような想定外については、別個定めるとして、合議して決めるというのが必要だと思うんです。これは公平・公正に客観的な条件を契約という大事な行為の中で整えると。その中で結果論にせよルールがないと駄目。それぞれの企業の経営能力というか、総合的な力というか、予測することを含めての競争になっていくと思うんです。

また、企業局側が信頼性を精査して行って、これは信頼できるだろうということで契約相手として最終的な決定になるものです。そこらのルールはないのですか。

○松浦企業局長 今回、辞退申入れがあったんですけれども、指定管理者を選ぶときに、なかなか手を挙げていただけないという状況がありまして、ある程度経営がやりやすいような条件をつける必要があるだろうというふうに、企業局のほうで判断をした結果として——当然、損益分岐点というのはあるんですけれども、利用者数が想定を下回った場合の損失分については、企業局のほうを負うというような形になっておりまして、要するに赤字が出た分については、納付金をその分下げるといような契約に今なっているものですから、そういう形でストレートに企業局のマイナスという形で出てきている

ということでございます。

○坂口委員 それらも含めて、やるやらないを判断するべきで、やり手がないからそういう特別なルールでとか、特別な運用でというのはルールとしてちょっとおかしいと思うんですよね。やり手がいなかったらどうするかというのをまた原点に戻って考えて……どうしてもいなければ、今度新富町と今協議しているという結論が1年早く出ただけで——1年じゃないですね、何年か早く……。だから、そこは公契約の守らなきゃいけない基本中の基本かなって気がするものですから、くどくなりますけれども、損益分岐点というのを検討して、自分の運営のそれぞれの力の違いで競争していくというのが一つ。ただし、その中で、想定にないものについては別途協議して定めるというのが普通の契約じゃないかなって気がするんですけれども。こういうことはもうないでしょうからあれなんですけれども、ちょっと気になったものですから——事後で相殺していくっていうので、甲乙どちらの責任によるとかというのがちょっと明快でなかったものだから尋ねてみましたけれども、分かりました。

○荒神委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○栢木経営企画室長 資料6ページを御覧ください。

「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設について」であります。

一ツ瀬川県民ゴルフ場については、1月の委

員会で御説明したとおり、指定管理者から運営辞退の申出があり、令和8年3月31日をもって指定を取り消すことにしました。

取り消しに至るまでの状況などを地元の新富町に説明したところ、新富町から町営ゴルフ場として運営したいとの申出があり、現在、協議を行っているところであります。

1の新富町からの申し出についてであります。1つ目は、4月以降、新富町での事業運営を検討したいと、2つ目は、クラブハウスの修繕費などを支援してほしいという内容でありました。

2の現状であります。新たな運営者はまだ見つかっておらず、このままではゴルフ場は一旦休業となります。また、そのようになりますと、利用者が離れる可能性があり、再開は難しいと予想されます。

3の方針についてであります。新富町にゴルフ場運営を引き継ぐ方向で検討・協議いたします。具体的には、企業局はゴルフ場運営を休止し、施設を新富町に無償で貸し付けることにいたします。新富町は、4月以降の運営のための手続を実施します。新富町が引き続き運営できるように、その根拠となる覚書を2月24日に締結いたしました。なお、施設譲渡の条件や新富町の運営に対する当面の支援については、引き続き協議を実施し、条件等が整った段階で協定を結ぶことにしております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告の事項について質疑はありませんか。

○安田委員 新富町が引き受けてくれることを、本当にうれしく思うところであります。また、新富町のほうからクラブハウス修繕費の支援等についてお願いが出ていると思うんですけれども、私も利用したことがあるんですが、大変古

く感じているところであります。できれば新富町に支援をしていただいて、ここにも書いてありますとおりの無償貸付けで、ぜひゴルフ場を守っていただければと思っているところでありますけれども、ゴルフカートとかについてはどうなっているのでしょうか。

○栢木経営企画室長 まず、クラブハウスですけれども、これまで必要な修繕は都度行ってきたところでありまして、直ちに利用に支障があるというような状況ではありません。しかし、開業から35年が経過して老朽化が見られるというような状況で、一定の修繕が必要と考えておりますので、どの程度手を入れる必要があるかについては、新富町と協議してまいりたいというふうに考えております。

それと、ゴルフカートにつきましては指定管理者の所有物ということで、前の指定管理者から代々受け継がれてきたというようなものになりますけれども、こちらにつきましては、新富町のほうで現指定管理者のほうと協議を行っているというような状況でございます。

○安田委員 県民ゴルフ場に職員さんが何人かいると思うんですけれども、その人たちの今後の考え方というのは、何かありますか。

○栢木経営企画室長 現在の雇用者につきましては、現在の指定管理者である株式会社青山石材が雇用について主体的にやっていくものかとは思っておりますけれども、私どもも必要なサポートはしておりますので、新富町のほうから聞いているところによれば、現指定管理者については、新富町の指定管理者で御配慮いただけるような話は聞いているところであります。

○安田委員 先ほど町営で行いますと説明がりましたが、指定管理者を間に置くということイメージしてよろしいのでしょうか。

○**栢木経営企画室長** 現在、新富町で公の施設として引き継げるための条例について議会に上程いただいているというような状況であります。また、追加の提案で、新富町が町営でのゴルフ場の指定管理者について指定をするというようなことを聞いており、そちらの指定管理者で、現在の雇用者につきましては御配慮いただけるというような話を聞いているところであります。

○**安田委員** 新富町の直営ということで、ぜひ、このゴルフ場を守っていただきたいと考えておりますので、県のほうも、ぜひ後押し、支援のほうもお願いしたいと思っております。

○**坂口委員** 地元だからちょっと聞いておかないといけないかなと思って。

新富町がもし管理しないという結論になったときについてです。新富町議会として、もし僕らがそれを審査する立場だったとしたら、県の支援とか、その他の支援とは具体的に何なのというのを聞かざるを得ないと思うんです。そうなったときには、県としても腹を決めておかないといけないと思っております。仮に、県費を出すような支援をするときは、このゴルフ場は何年間ゴルフ場として運営しろということを、交換条件にしないといけない。合わないから止めますとか——今の指定管理者を新富町が仮に指定するようなことにでもなれば、ではなぜ新富町ができて、企業局はできなかったのかと、それはなぜなのかということになるから、まだ整理すべき点が、何か大事な点が漏れてそんな気がするんですけども。少なくとも新富町がやらなかったとき、ノーと言ったときどうするのか。イエスと言うための条件を県に求められれば、それは100%応えていくのか。そこはどういう具合に考えておられるんですか。

○**松浦企業局長** まず、もともとの私どもの判

断といたしますか、企業局での経営となつてまいりますと、地方公営企業法が適用されますので、長期にわたって赤字が見込まれるような場合に経営を続けていくということができないということになると考えております。その状況に今あるというふうに思っております、仮に新富町でもなかなかこれを請け負えませんということになる可能性も当然ありますので、その場合に、もう一回事業者を募集できるかどうかという検討はしないといけないと思っております。最終的に休業状態が長期にわたるということになれば、事業を取りやめるということも含めて検討していくということになると思っております。もちろん、その採算が取れるような事業者が出てくれば、そこをお願いをするということは当然検討には入るわけですが、そういった考え方は当然持っているというか、それが我々の出発点でございます。

その上で、新富町がもし引き受けていただけるということになる場合でありますけれども、——逆の方向として、仮にこのまま店じまいをする、事業を廃止するという場合であっても、クラブハウスを取り壊したりとか、ゴルフコースを原形復旧したりとかいうところでの経費は当然かかってまいりますので、廃止にしてもそのような経費がかかるということでもありますので、そういったものとの比較の中で、新富町にどの程度の支援ができるのかということを考えていく必要があるだろうと思っております。

その中で、できる限り新富町の運営がやりやすいような形を模索していきたいということで、その点については申し訳ありませんが、これからの協議ということになってまいります。

○坂口委員 なかなか難しいなと思うんですけども、まず一つには、ゴルフ場を企業局がやっていたということと投資をされた。その時点では、最後は譲渡にもっていかうということではなかったと思うんです。だからそれは考えた当初の責任におけば、幾ら撤去費用がかかろうと、それは企業局がまずけじめをつけるというのが筋で、こっちに任せたほうが得だから——こちらで1億円かかるから8,000万円ぐらいで受けるのであればそちらに8,000万円あげるわとして、あなたのものにしなさいよって、これはルール違反だと思うんです。それだったら、最初からこの日を想定してやっちゃいけなかったと思うんです。想定していないお金を出すには何らかのハードルを越さないといけないんじゃないかって思うんです。それが一つ。

それと、さっき言ったのと同じなんですけれども、ゴルフ場として運営を続けてください——この状況は守れよっていうことを相手に誓約をさせないと。もらった後、新富町の勝手でしょうじゃ、駄目だと思うんです。そここのところは、ものすごく慎重にやらなきゃ駄目。それならできませんとなったときに、今の指定管理者が残った従業員を、しっかりと責任を持って守れるのかとか、責任を果たしていくのかっていう、こここのところもまだ整理する必要があると思うんです。そのような状況で新富町議会に議案が上がったというのは、ちょっと乱暴すぎるような気もするんです。あらゆる場合を想定してからじゃないと。新富町が議会で何を決めようと、こちらはそれに対応できないケースが出てきますよということをしかり言っておかないと。

それと、さっき言ったように、そこに投資できるのは、これをうちがそのまま持って更地に

すれば幾らかかるから、その範囲内なら得だ——って条件は、やっぱり駄目だと思うんです。だから、そこはちょっと大きい問題が残るんじゃないかと思うんです。

こういうときの整理の仕方のルールと、新富町がそれを受け継いでくれることによって地域に果たす貢献度、それを見たとき、県が負う分の負担はどこまでかというのをやっておかないと、これは説明が難しいと思うんです。そこらの詰めが足りないような気がする。そして、唐突にぽんと新富町からそんなままいきなり出てきて、もう議会に上げるらしいとかいうのが出てきた。新富町を呼んだりしないと、私たちはこれを責任持って審査するというのはちょっと難しいです。それを企業局が責任を持って、新富町はこうやります、ああやりますというのを、まず把握をされてからでないこの説明と承認は受けられない。僕らとしては、責任持つ返事はできないと思うんです。

本当にくどくなりますけど、ゴルフ場を続けてもらうために、企業局がそれなりの支援をして渡すのなら、向こう何年間絶対やるんだという誓約が最低限必要です。4月以降の運用と言っているけれども、新富町としてもいろんな条件の整備があるでしょうから、もし始めることができなかったときに、その労務費関係、従業員の雇用関係ですね、そちらはどちらに帰属させるのか——今の会社がうちはもう閉めますとなったときは、宙に浮いてしまう。そのときに新富町がしっかりと抱えるのかということをやっとなないと、問題があまりにも大きすぎるような気がするんですけども、そこらはちゃんと見通しを立てられているんですか。

○松浦企業局長 そういった条件面については、御指摘のようにしっかりと協議をしなければな

らないと思っております。今回のこの取扱いが急な展開になっているということについては、それは我々としてもそのような感じを持っておりまして、皆様方に戸惑いみたいなのがあるとすれば、それは申し訳ありませんと申し上げるしかないんですけれども、まず新富町のほうからは、できる限り4月で引継ぎをするような形で進めたい、そのような検討をしたいという話があったものですから、そこに合わせようとする、一旦、覚書という形で新富町が進められるような根拠を与える必要があったということがありますので、そういうふうな手続を踏んだということでございます。

詳細な条件等については、まだ煮詰まっていないところがたくさんあります。おっしゃるように、期間をどれだけ確保するのかとかいうようなことも含めて必要になってまいります。ですので、そういったところがしっかりと協議調整ができるまでは、現時点での状況というのは仮の状況だというふうに思っております。あくまで企業局としては4月以降、一旦休業をし、その運営については、新富町で行う形を一旦つくるということになりますけれども、施設をどうするのかとか、それからどれだけの支援をやるのかとか、その結果として何年間は継続をしてやってくださいよというふうなところを、しっかり整理できた段階で協定という形を結んで、そこで完了というふうに思っております。手続的には申し訳ありませんけれども、そのような流れの中で今あるという御理解をいただければありがたいと思います。

○坂口委員 ちょっと整理がしづらいんですけども。逆に、新富町の議会の立場を見たら、そこらが全く見えないうちに、向こうとして審査のしようがあるのかなっていうのと。今度は向

こうが先にそれをイエスと言ったときは、僕らが今度は審査すること自体が限られてくるというか、受けることを前提でやっていかないと、審査に限界があるというか、やりたい審査もできないし、出すべき結論も出せないというような気がするんです。だから、少なくとも今急がれる理由というのが、あそこを休止してはお客さんも離れるだろうと、だから絶対休止させないというのは、絶対的にこちらが向こうに今突きつけておくべき条件だと思うんです。

そうすると、さっき言ったように、支援をする、あるいは何らかの補助なりを出す限り、これはゴルフ場以外の用途は絶対駄目という条件もつけた上で、新富町は議会に審査をかけないと、新富町の議会も困るんじゃないかなという気がします。

くどくなりますけれども、休んじゃお客さんが離れるというのと、働いている人たちを手放したらもう二度とそこで即働けるような人たちを集められないというのは、これ致命的なことになりますから。あくまでも新富町としか話をしないというのは、他の用途は県としては考えていないということだからですね。そうすると、ちょっとやっぱりこれは待ったをかけてでも、そこをしっかりと確認を取っておいて、最低の協定内にこれは入るよということを今やっとなかいかい。仮協定でも。そしてその他もろもろの点については、また新たに正式な協定をやりましょうとかしないと、ずっと説明を聞いていてちょっと乱暴すぎるような気がするんです。新富町も議会に上げていけば、それを取り下げるっていうのも難しくなると思うんですけれども。僕は肝腎な審査というのはそこらだと思うんです。僕らからすれば、今、安田委員も言ったようにゴルフ場として絶対に残してくれよと。そ

のために応分のちゃんと支援もしてあげて、ちゃんとつないでねという、ただそれだけだと思っ
うんです。そこがちょっと気になります。

○荒神委員長 よろしいですか。

○坂口委員 その考え聞かないと僕ら審査で
きないですよ。

○松浦企業局長 御指摘の点は、我々としても
しっかりやらなきゃいけないと思っていますので、
ただ今日この時点で、そこが最終的な確認
まで取れているというわけではありませんので、
そこは早急に進めさせていただいて、遅くとも
3月いっぱいにはそこが整理できるように進
めてまいりたいというふうに思います。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは最後に、その他で何か
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、以上をもって企業局
を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時45分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。質疑
が続いておりますが、残りの教育委員会の質疑
につきましては、本日の午後1時から行いたい
と思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、委員会を午後1時か
ら再開といたします。暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後0時58分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等
について、教育長の概要説明を求めます。

○吉村教育長 説明の前に、本日、高校教育課
の長友課長が体調不良のため欠席をいたします。
代理で竹村課長補佐が出席しますので、よろし
くお願いいたします。

まず、お礼を申し上げます。

去る1月29日に行われました第30回若山牧水
賞授賞式に、本委員会から永山副委員長に御臨
席いただくとともに、翌日に行われました受賞
記念講演会に副委員長と本田委員に御出席をい
ただきました。

また、1月31日に行われました宮崎県自転車
競技場のオープニングセレモニーには、荒神委
員長に御出席をいただきました。

完成に至るまで、各委員をはじめ、県議会の
皆様方には多大な御支援と御協力を賜りました。
それぞれ、この場をお借りして厚くお礼を申し
上げます。誠にありがとうございました。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の委員会で御審議いただきます教育委員
会所管の議案等につきましては、常任委員会資
料の2ページの目次を御覧ください。

今回、御審議いただくのは、予算議案が3件
で、「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第
8号）」、「令和7年度宮崎県立学校実習事業
特別会計補正予算（第1号）」、「令和7年度
宮崎県育英資金特別会計補正予算（第2号）」、
特別議案が2件で、「宮崎県高等学校等教育改
革促進基金条例」、「訴えの提起について」合
わせて5件になります。

次に、報告事項としまして、「宮崎県育英資
金の債権管理上必要な訴えの提起について」の
御報告をさせていただきます。

私からは以上であります。この後、引き続き担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒神委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、議案第65号については、特別議案であります。高校教育課分の予算議案と密接に関連していることから、円滑な審査を行うため一括して説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○須波教育政策課長 資料の3ページを御覧ください。

補正予算の概要であります。今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太枠線の補正額の欄に記載しておりますように、40億5,443万2,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その右の欄にありますように、1,179億6,897万8,000円です。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太枠線の補正額の欄に記載しておりますように、1億229万3,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その右の欄にありますように、58億6,944万9,000円です。

その結果、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、一番下の右の欄にありますように、1,238億3,842万7,000円となります。

次に、4ページと5ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてであります。

記載のとおり、「県立学校一般営繕事業」や「県立学校給食等緊急支援事業」につきまして、関係機関との調整に日時を要したこと等のため、

5ページの表の一番下にありますとおり、計12事業、25億4,776万2,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、6ページを御覧ください。

繰越明許費の変更についてであります。

記載のとおり、「冷房施設整備事業」など、計4事業において繰越額の増額を行うものであります。

次に、7ページを御覧ください。

債務負担行為の追加についてであります。

記載のとおり、「県有スポーツ施設整備事業（プール整備運営事業）」につきまして、維持管理費及び光熱水費等の増額に伴い、債務負担行為の追加を行うものであります。

詳細につきましては、スポーツ振興課長が説明いたします。

○田中スポーツ振興課長 債務負担行為の追加について説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

本指定管理は、宮崎県プールの管理運営を行うもので、期間は令和7年1月から令和22年3月までの15年3か月間となっております。令和7年度以降の指定管理料は年間3億2,711万2,000円です。

宮崎県プールは、既に御承知のことと存じますが、PFI事業で整備から管理運営までを一体的に行っておりまして、その契約において、物価変動に応じ管理運営費を改定できる規定が設けられております。

今回、この規定に基づきまして、管理運営に係る人件費や光熱費の上昇分について改定を行うこととなったことから、年度ごと671万円、総額で9,394万円ということで債務負担行為の追加が必要となったものであります。

○須波教育政策課長 教育政策課の令和7年度

2月補正予算につきまして、御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目、補正額の欄にありますように、8億7,103万8,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、64億3,191万円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

10ページを御覧ください。

左から3列目、事項名の欄の上から3行目、(事項)職員費が4,916万2,000円の増額であります。これは当初予算編成時の見込みに比べ、事務局職員数が増えたことによるものです。

次に、その4行下にあります(事項)宮崎県公立学校情報機器整備基金事業費が8億1,196万4,000円の増額であります。

このうち、説明及び事業名欄1の「宮崎県公立学校情報機器整備基金積立金」が10億2,953万8,000円の増額であります。これは、令和8年度に県及び13市町村が実施する1人1台端末の更新に係る経費の補助金等について、国の補正予算による交付を受け入れ、宮崎県公立学校情報機器整備基金へ積み立てるための増額であります。

また、2の「公立学校情報機器整備支援事業」が2億1,757万4,000円の減額であります。これは、令和7年度の各市町村の1人1台端末の更新台数や補助対象経費が当初の予定を下回ったことによる減額で、先ほど述べました基金に積み戻すものであります。

次に、下から2行目の(目)社会教育総務費の(事項)職員費が2,466万4,000円の増額、その下の(目)保健体育総務費の(事項)職員費が574万7,000円の減額であります。これらは、

職員数に変動が生じたことなどによるものであります。

○畑中財務福利課長 財務福利課の令和7年度2月補正予算につきまして、御説明いたします。資料の11ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、総額で2億8,279万1,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、119億6,429万6,000円となります。

補正の内訳は、1段下にあります一般会計が3億8,508万4,000円の減額補正、次のページに移りまして、12ページの上から1段目、特別会計が1億229万3,000円の増額補正であります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

13ページを御覧ください。一般会計についてであります。

左から3列目、事項名の欄、上から2段目、(事項)維持管理費が1億8,975万9,000円の減額であります。これは、空調整備事業や老朽化対策事業の設計委託及び工事等に係る入札残等であります。

14ページを御覧ください。

上から1段目の(事項)一般運営費(高等学校)が1億1,141万8,000円の減額、その2つ下の段の(事項)一般運営費(特別支援学校)が3,870万6,000円の減額であります。これらは、それぞれの電気代の実績が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

次に、一番下の段の(事項)文教施設災害復旧費が3,787万5,000円の減額であります。これは、災害による被害が想定を下回ったことによる工事請負費等の執行残であります。

続きまして、特別会計についてであります。

まず、県立学校実習事業特別会計につきまして、上から1段目の(事項)高等学校実習費が944万2,000円の増額であります。これは、令和6年度の決算認定で令和7年度への繰越金が確定したことによるものであります。

次に、育英資金特別会計につきまして、上から2段目の(事項)育英事業費が9,285万1,000円の増額であります。こちらにつきましても、令和6年度の決算認定で令和7年度への繰越金が確定したことによるものであります。

○竹村高校教育課課長補佐 高校教育課の令和7年度2月補正予算について御説明いたします。15ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、1億9,520万7,000円の減額補正をお願いしております。

これにより、補正後の額は、右から3列目の欄のとおり、38億8,531万1,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

左から3列目、事項名の欄、上から2段目、(事項)一般運営費(教育庁共通)が1,906万4,000円の増額です。

これは、右の説明及び事業名欄5の「県立学校給食等緊急支援事業」の2,383万円の増額によるものですが、学校や生徒寮で提供される給食等について、保護者等が負担する食材費の一部を支援するものであり、国の補正予算に伴い増額するものです。

次に、一つ下の(事項)高等学校就学支援事業費が2億7,458万5,000円の減額です。

これは主に、県立高校生の授業料以外の教育費を支援する奨学のための給付金について、予算編成時点で国が予定していた給付対象者の拡

大が令和8年度からの実施となったことによる減額となっております。

次に、一つ下の(事項)宮崎県高等学校等教育改革促進基金事業費が6,661万円の増額です。

これは、説明及び事業名欄の新規事業1の「宮崎県高等学校等教育改革促進基金積立金」及び2の「県立高等学校等教育改革体制構築事業」による増額ですが、事業の詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、一つ下の(事項)高等学校生徒寮運営費が525万3,000円の増額です。

これは、説明及び事業名欄の新規事業2の「県立高等学校地区生徒寮運営支援事業」による増額です。事業の詳細は後ほど御説明いたします。

次に、その一つ下の(事項)学力向上推進費が4,748万5,000円の増額です。

これは主に、説明及び事業名欄6の「ひなたDXハイスクール事業」の増額分ですが、ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する高校に対しまして、設備費などの必要な経費を支援する事業で、国の補正予算により増額するものであります。

次に、資料17ページを御覧ください。

表の一番上の(事項)指導者養成費が4,298万円の減額ですが、これは「国際理解教育推進事業」の外国語指導助手に係る人件費の執行残となっております。

次に、その一つ下の(事項)就職支援活動促進費が2,302万4,000円の減額です。

これは、「県内就職促進パワーアップ事業」において、企業見学等の経費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、新規事業について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

新規事業「宮崎県高等学校等教育改革促進基金積立金」について御説明いたします。

予算額は6,000万円で、財源は全額国庫です。

事業の目的は、県立高等学校等における教育改革を推進するための基金の設置ですが、これは、いわゆる高校無償化と併せて、公立高校等への支援の拡充を図るために国が実施する総合経済対策の一つとなっております。

(1)の事業内容ですが、国が教育改革の先導的な取組として示した①～③について、県では次のような事業を検討しております。

1つ目が、これからの新しい時代に対応した専門教育の構築による、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成であります。

2つ目が、文理融合や国際交流による理数系人財の育成、3つ目が、デジタル活用学習システムや遠隔学習配信による、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保となっております。

事業の期間は令和7～11年度ですが、今後、国へ事業の詳細を申請し、来年度、基金の積増しを目指します。

また、国が2月に提示した高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)に沿った本県の県立高校教育改革実行計画を令和8年度中に策定し、少子化等が一層深刻化する2040年を見据えた長期的な改革を推進してまいります。

続いて、19ページを御覧ください。

新規事業「県立高等学校等教育改革体制構築事業」です。

これは、先ほど御説明いたしました宮崎県高等学校等教育改革促進基金を財源として、県立高校の教育改革に向けて実施する先導的な取組の体制構築を図る事業となっております。

(1)の事業内容は、県立高校の教育改革に向けた会議体の構築です。

会議のメンバーは、関係部局、産業界、大学、地域関係者等を想定しており、地域との連携、労働力の需給ギャップ、AIやDXなどの新技術の導入など、高校教育改革の先導的事例の創出に向けた幅広い議論を予定しております。

続いて、20ページを御覧ください。

新規事業「県立高等学校地区生徒寮運営支援事業」です。

予算額は738万1,000円、財源は全額、国の重点支援地方交付金となっております。

事業の目的は、物価や人件費の高騰が続く中、県内6か所に設置している県立高等学校地区生徒寮の運営費の支援を行うことにより、寮生の安全な生活・学習環境を確保することです。

(1)の事業内容ですが、現在、最低賃金水準である人件費の一部を補助することで、賃金水準が引き上げられ、(3)のとおり、人材の定着・確保による安定的な寮運営が可能となり、寮生が安心して学習に専念できる環境が整うことにつながると考えております。

○**柚木山義務教育課長** 義務教育課の令和7年度2月補正予算について、御説明いたします。

資料の21ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、693万6,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、2億240万2,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)学力向上推進費が728万1,000円の増額であります。

主なものとしまして、1の新規事業「AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育

強化事業」が1,508万8,000円の増額であります
が、内容につきましては後ほど御説明いたしま
す。

3の「帰国・外国人児童生徒に対する学習支
援事業」が602万3,000円の減額であります。こ
れは、国庫補助決定に伴う減額によるものであ
ります。

次の(事項)指導者養成費が1,287万1,000円
の減額であります。

主なものとしまして、3の「初期研修事業」
が1,017万6,000円の減額であります。これは、
新規採用職員の研修であります初期研修に係る
会計年度任用職員の人件費が、見込みを下回っ
たことによる執行残であります。

次に、新規事業について御説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

新規事業「A Iを活用したグローバル人材育
成のための英語教育強化事業」であります。

この事業は、高校教育課と合同で取り組むも
ので、予算額は、右上に記載のとおり、1,508万
8,000円、財源は全額国庫であります。

まず、事業の目的ですが、英語学習における
A Iを活用した個別最適な学びの実現を通して、
中・高生の言語活動のさらなる充実を図ること
で、英語での高い発信力を有するグローバル人
材の育成を目指すものであります。

次に、事業の概要につきまして、(1)事業
内容①「A I英語アプリ活用モデル校事業」で
は、特に話すこと・書くことを中心としたA I
英語アプリをモデル校に導入し、言語活動を充
実させます。

本アプリの導入前後には、アプリを活用した
英語力測定を実施します。また、育成した英語
力を活用する場面として、海外の生徒との「ふ
るさと」について語るオンライン交流会を実施

します。

②「A I英語アプリ活用モデル普及事業」で
は、モデル校の教員が外部有識者の指導・助言
を受けることができる勉強会及びモデル校の取
組を発信する機会を設定することで、この先進
的取組の成果を全県下に広く普及します。

(2)事業の仕組みとして、A I英語アプリ
の導入につきましては民間企業への委託を行
います。

(3)成果指標としては、中学校、高校の生
徒の英語力を令和10年度までに、英語力を測る
全国的な標準指標として導入されているC E F
Rにおいて、中学校は英検3級程度であるA 1、
高校は英検準2級程度であるA 2を達成する生
徒の割合を60%とすることとしています。

○山之口特別支援教育課長 特別支援教育課の
補正予算について、御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の欄にあり
ますように、2億9,425万2,000円の減額補正を
お願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄
にありますとおり、36億2,329万3,000円とな
ります。

以下、主なものについて御説明いたします。

25ページを御覧ください。

左から3列目の事項名、1段目の(事項)県
立特別支援学校整備費が2億1,620万1,000円
の減額であります。

これは、説明及び事業名欄1の「未来を創
る！高等特別支援学校整備事業」の埋蔵文化財
整理作業に係る人件費や機器リース及び建設工
事等の契約額の確定に伴う執行残であります。

次に、その1段下の(事項)特別支援教育振
興費が6,194万5,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名欄2の「特別支援学校医療的ケア実施事業」の看護師配置に係る人件費の執行残と、説明及び事業名欄4の「県立高等学校等生活支援充実事業」において、今年度、生活支援員の配置対象となる障がいのある生徒が想定よりも少なかったことによる人件費等の執行残であります。

最後に、その1段下の(事項)一般運営費(特別支援学校)が1,547万9,000円の減額であります。これは、通学用バス運行委託の入札残であります。

○菊池教職員課長 教職員課の2月補正予算案について御説明いたします。

資料は26ページになります。

教職員課の令和7年度2月補正予算額は、表の左から3列目の一番上、35億8,250万円の減額であります。これはその99.2%が人件費となります。

この結果、補正後の額は、右から3列目の一番上、935億6,124万3,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

資料は27ページになります。

まず、上から1段目の(事項)教職員人事費については、2,803万5,000円の減額です。

これにつきましては、学校に配置する会計年度任用職員の経費及び教員の日常業務を支えるスクールサポートスタッフに係る市町村への補助金等になりますが、任用開始日が一律4月1日付ではなく、配置学校の事情で様々であったことなどから、当初の見込みを下回ったものでございます。

続いて、左から3列目、(事項)退職手当費につきましては、8億2,300万円の減額補正でございます。

これは、本年度も定年引上げが2年に1歳上

がる定年延長の移行期間にあり、今年度は定年退職者が発生しない年となりますが、希望退職者が見込みを下回ったものでございます。

続いて、上から4段目から一番下までの事項は、学校種ごとの職員費及び旅費であります。いずれも学校教職員に係る給料や職員手当等並びに旅費に当たるものでございます。

一番左の欄の(目)教職員費は2つありますが、上の教職員費は小学校費、下が中学校費ということになります。

このうち、小学校の(事項)職員費は、13億5,735万3,000円の減額、その2つ下の中学校費の(事項)職員費は、8億2,696万2,000円の減額でございます。

次の(目)高等学校総務費、これが高等学校の給与等となりますが、2億7,672万3,000円の減額、(目)特別支援学校費が、同じく(事項)職員費が2億5,185万5,000円の減額でございます。

以上、(事項)職員費につきましては、申しましたとおり、給料や職員の手当の支給実績になりますが、当初の見込みを下回ったことによるものであります。(事項)旅費につきましては、人事異動に伴う赴任旅費の執行残によるものが主でございます。

○中村生涯学習課長 生涯学習課の2月補正予算について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

今回の補正は、左から3列目の補正額の欄にありますように、6,348万5,000円の減額補正をお願いしております。

これにより、補正後の額は、右から3列目のとおり、10億247万5,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

29ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)成人青少年教育費で
ございます。

説明及び事業名欄4の「地域と学校の連携・
協働「絆」体制構築事業」において、429万
6,000円の減額であります。これは、主に国から
の交付決定に伴うものであります。

また、6の「みやぎきの図書館連携協働モデ
ル事業」では、国の補正予算の成立に伴い、500
万円の増額をお願いしておりますが、こちらは
後ほど御説明いたします。

次に、30ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)美術館費において、
補正額3,969万4,000円の減額であります。

これは美術館運営に要する経費であり、主な
ものとしまして、4の「県立美術館老朽化対策
事業」における空調設備改修工事等の執行残で
あります。

31ページを御覧ください。

次に、新規事業「みやぎきの図書館連携協働
モデル事業」について御説明いたします。

まず、目的ですが、県内の図書館と地域の関
係機関との連携協働により、読書環境の整備改
善に向けたモデルを構築し、県民が読書に親し
む環境を整備するものであります。

次に、事業の概要につきまして、(1)の事
業内容の①として、まず、県内の図書館や関係
機関、書店等からなる協議会を設置し、関係機
関の連携、協力体制を構築するとともに、②に
ありますとおり、市町村に委託したモデル地区
において、①の協議会で提案された読書環境の
整備などに係る実践を行うものであります。

(3)の成果指標としまして、モデル地区に
おける、1日に全く本を読まない地域住民や、
1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合
を3%減少させることを目指してまいります。

モデル地区において、図書館と学校図書館、
関係機関などとの連携を密にすることで、児童
生徒、地域住民にとって本などを身近なものと
し、その取組を県内に広めることで、読書県み
やぎきの推進を図ってまいります。

○田中スポーツ振興課長 資料32ページを御覧
ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額に
ありますように、8,129万8,000円の減額補正を
お願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄
にありますように、22億7,300万1,000円とな
ります。

以下、主なものにつきまして御説明いたしま
す。

資料33ページを御覧ください。

一番上の(事項)国民スポーツ大会事業費で
すが、2,195万9,000円の減額をお願いして
おります。

これは、説明及び事業名欄1の県有スポーツ
施設整備費でございますが、県プールのPFI
事業者であるひなたメドレー株式会社に分割
で支払う整備に係る経費のうち、設計・建設費の
基準金利等が当初想定より下回ったことによる
執行残であります。

次の、(事項)学校体育指導費ですが、2,344
万4,000円の減額をお願いしております。

これは、説明及び事業名欄2の「ひなた部活
動改革推進プロジェクト」におきまして、部活
動指導員の配置に対する国からの補助金が減額
されたことや、市町村の配置数が見込みより下
回ったことに伴う執行残であります。

その中で、(3)「部活動地域展開促進事業」
につきましては、3,464万6,000円の増額をお願
いしております、こちらの内容につきまして

は後ほど説明いたします。

34ページを御覧ください。

下から2段目の(事項)競技力向上推進事業ですが、2,258万7,000円の減額をお願いしております。

これは、ひなた総合運動公園内の合宿所の工事に係る国庫補助決定に伴うものであります。

歳出予算説明資料については以上です。

次に、先ほど増額をお願いしました改善事業「部活動地域展開促進事業」の内容について御説明いたします。

35ページを御覧ください。

この事業は、先ほど申しましたひなた部活動改革推進プロジェクトのメニューの一つでありまして、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実に向けて、各市町村の取組を支援し、中学校の休日の部活動地域展開の加速化を図ることを目的としております。

事業の概要につきましては、まずコーディネーターの配置、また人材バンクの運用、指導者向けの研修等の実施となります。

また、市町村の部活動地域展開に向けた実証事業実施に対し補助を行います。

成果指標につきましては、令和7年度に、休日に定期的に1種目以上地域展開を実践している市町村数が6市町村であることを踏まえ、令和8年度は9市町村としております。

また、今後3年間で部活動改革実行期間の前期と位置づけておりますけれども、この地域展開の実施市町村が順次増加していくよう、市町村の実情に応じた伴走支援をしてみたいと考えております。

○田中文化財課長 文化財課の令和7年度2月補正予算について御説明します。

資料の36ページを御覧ください。

文化財課の補正は、表の左から3列目のとおり、2億6,503万4,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目のとおり、5億8,972万3,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

37ページを御覧ください。

下から2段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費について、2億3,714万2,000円の減額をお願いしております。

主なものとしまして、2の埋蔵文化財発掘調査が2億3,540万4,000円の減額でございますが、これは国土交通省からの委託により実施している発掘調査の事業進捗や計画変更に伴うものでございます。

次に、38ページを御覧ください。

下から3段目、(事項)考古博物館費について、869万3,000円の減額であります。

主なものとしまして、2の「西都原考古博物館老朽化対策事業」が524万円の減額でございますが、これは空調設備設計委託と中央監視装置改修工事の執行残でございます。

○川越人権同和教育・生徒指導課長 人権同和教育・生徒指導課の令和7年度2月補正予算について、御説明いたします。

資料の39ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目のとおり、5,167万4,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、3億477万3,000円となります。

その主な内容について御説明いたします。

40ページを御覧ください。

最初の(事項)人権教育総合企画費が130万7,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明及び事業名欄の1の「人権教育総合企画の推進」において実施しております、人権教育推進校の職員研修に係る講師旅費の執行残等であります。

次に、上から3段目の(事項)生徒健全育成費が4,906万8,000円の減額であります。

主な理由といたしましては、説明及び事業名欄4の「不登校等対策強化事業」及び5、「不登校等支援強化事業」において、国庫補助金の交付決定額が見込みを下回ったことに伴う減額等であります。

また、説明及び事業名欄7の「いじめ問題対策強化事業」が809万2,000円の増額ですが、これは、多様化する県立学校におけるいじめ問題に対応するために、県教育委員会にいじめ対策マイスターを配置し、個別事案への早期対応・組織的対応や、加害生徒への指導・支援、再発防止の取組等を支援するものであり、国の補正予算に伴い増額補正をお願いするものであります。

次に、下から1段目の(事項)学校安全推進費が121万5,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明及び事業名欄3の県立学校管理者賠償責任保険等において、掛金の算定における児童生徒数が見込みを下回ったことによる執行残等であります。

○竹村高校教育課課長補佐 資料41ページを御覧ください。

議案第65号「宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例」について、御説明いたします。

1の制定の理由ですが、先ほど18ページのほうで説明しましたとおり、いわゆる高校無償化と併せて、国が各都道府県に対しまして、県立高校等における教育改革に要する経費として補助金を交付することに伴い、基金の設置等を規

定する条例を制定するものであります。

2の主な内容ですが、(1)～(3)のとおり、教育改革を推進するため、基金を設置し、予算で定める額を積み立て、教育改革の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金を取り崩す処分をするということにしております。

3の施行期日は、公布の日から施行することとしております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、予算議案のうち資料3～8ページの全体の部分及び教育政策課分の資料9～10ページについて、質疑はありませんか。

○本田委員 4ページの繰越明許費のところ、一番最後の「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」の23億円余なんですけれども、これが関連工事の遅れ等によるものということで、ここをちょっと詳しく教えていただけないですか。

○山之口特別支援教育課長 御説明します。

この事業は、新しい高等特別支援学校の校舎を宮崎中央支援学校の敷地内に設置するとともに、明星視覚支援学校の敷地内に、みやざき中央支援学校と明星視覚支援学校の児童・生徒のための新寄宿舍を設置することとしております。

繰越明許の内容は、全てこの新校舎と新寄宿舍の建設に関連するものでございますが、額の大きなものが3つございます。

まず1つ目は、新寄宿舍の建設費として20億7,799万7,000円でございます。令和8年2月に完成予定でありましたけれども、4月まで工事が延期されました。理由は、新寄宿舍建設に当たって、場内の地盤状況が悪く、地盤改良を行う必要があったこと、また、作業員の確保など、いろいろなことに時間を要したことによって工事着手予定時期が遅れた結果、各工事の進捗が遅れが生じたということでございます。

2つ目は、新校舎の建設費の約1億1,070万円でございます。これは、新校舎は令和8年度までの工事なんですけれども、契約相手から令和7年度の出来高払い分の請求を令和8年度に行いたいという申入れがございまして、これに応じたものでございます。

3つ目は、備品購入費の約1億2,200万円でございますが、これは先ほど申し上げました新寄宿舎建設完了の遅れによって、厨房設備など物品納入の時期が遅れたことによるものでございます。

寄宿舎への児童生徒の移転が当初案の令和8年4月から5月になったということで、年度途中に入居することになりますので、学校や子供たちに負担をかけることになり、大変申し訳なく思っておりますけれども、令和9年4月の高等特別支援学校の開校自体には、今のところ支障はないということになっております。

○**本田委員** 建設業関係は人材不足で、かなりこういったことが発生をしているのかなと思っておりますけれども、詳細に御説明をいただきまして、状況がよく分かりましたので、生徒の皆さんに御負担をかけないような対応よろしく願いいたします。

○**荒神委員長** ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**荒神委員長** 次に、資料11～14ページ、財務福利課の説明の分について質疑ありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**荒神委員長** ないようですので、次に、資料15～20ページ、高校教育課の説明分について、及び議案第65号（特別議案）資料41ページについての質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**荒神委員長** 次に資料21～23ページ、義務教

育課の説明分について質疑ありませぬか。

○**安田委員** 資料23ページの「AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」について、これ事業の仕組みが県から民間企業へ委託とありますけれども、アプリに取り組むだけの作業でなくて、全体的な事業を民間委託するんですか。ちょっと詳しく教えてください。

○**柚木山義務教育課長** 委託業者と契約を県が結びまして、まず、（ア）にありますAI英語アプリを導入して活用していくようなモデル校での推進を図り、また、（イ）でどのぐらい身についたかを測定するという試験がその中に入っていて、（ウ）でオンライン交流会をできるような、コーディネートも含めて実施できる委託業者との契約というのも国が推奨しております、この国の事業の中でそういったものを考えている事業になります。

○**荒神委員長** ほかにありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、資料24～25ページ、特別支援教育課の説明の分について質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、資料26～27ページ、教職員課の説明分について質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、資料28～31ページ、生涯学習課の説明分について質疑はありませぬか。

○**工藤委員** 教えていただきたいんですけど、資料29ページの成人青少年教育に要する経費の3番の「持続可能なみやざきを創る地域学校協働推進事業」と、4番の「地域と学校の連携・協働「絆」体制構築事業」の違いを教えてください。

○**中村生涯学習課長** まず、3番の「持続可能なみやざきを創る地域学校協働推進事業」につ

いては、県内3か所に教育事務所があるんですが、そちらのほうに連携推進アドバイザーを配置しまして、その方々が主に市町村を回りまして、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るような伴走支援を行っているのが主なこととなります。

4番の「地域と学校の連携・協働「絆」体制構築事業」につきましては、主に国の事業を受けまして、市町村に補助金を交付する事業が主なこととなります。

○工藤委員 主体が違うという感じなんですか。3番がアドバイザーへの支援、4番が市町村に任せるということでよろしいのでしょうか。

○中村生涯学習課長 直接、宮崎県教育委員会が実施する研修会等も3番の事業で行ったりもしておりますし、4番についても似たような研修会にはなるんですけれども、こちらが市町村または地域の方々向けの研修会を行ったりもしております。

○工藤委員 コミュニティ・スクールを今後も進めていくということとの関連性はどのようなことになるのでしょうか。

○中村生涯学習課長 コミュニティ・スクールの体制整備を構築するためにも、3番の「持続可能なみやざきを創る地域学校協働推進事業」のほうでアドバイザーを配置して、体制整備に努めていただいたところであります。

コミュニティ・スクールは県立学校には昨年度100%、市町村の学校につきましても今90%ぐらいの確率で導入しているところでございます。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する好事例等も発信しながら研修を行っているところであります。

○工藤委員 その違いは何ですか。地域協働とコミュニティ・スクールと、あとキャリア教育

とかいっぱいありますけれども、やってることは市町村の企業と回って一緒に活動したりとか、地域で一緒に活動するということは分かっているんですけれども、分ける必要があるのかなというところが——お金の出どころが違うからなのか分からないんですけれども。

○中村生涯学習課長 コミュニティ・スクールにつきましては、地域とともにある学校づくりを運営するために、地域の方々が学校運営に参画するような組織でございます。学校運営協議会を導入している学校がコミュニティ・スクールというふうに言っております。

地域学校協働活動というのは、地域と学校が連携・協働して活動する大きな活動のことを言っているんですが、それには教育課程の中、例えば、総合的な学習の時間で、地域の方々と一緒に教育活動を行ったり、教育活動外でも放課後子ども教室等で地域の方が企画運営しながら、地域の住民の方々と一緒に子供を育てるような活動をしたりとか、そういうのも地域学校協働活動と言っております。

○工藤委員 今回、答弁でもコミュニティ・スクールとかを、しっかり地域と一緒に特色を出してくるとはおっしゃってたんですけれども、既に県立高校ではコミュニティ・スクールが100%できていると。これ以上深めるということなのか、もうできているものをまたつくるというのは、どういうことになるんですかね。コミュニティ・スクールを深めていくということなんですか。今のコミュニティ・スクールは、駄目なところがあるという捉え方なのでしょうか。

○中村生涯学習課長 駄目ということではなくて、コミュニティ・スクールの中で、地域の方々も主体性を持って学校運営に取り組んでもらうんですけれども、その中で地域と学校でど

んな子供を育てていくかという目的を共有して、コミュニティ・スクールの学校運営協議会の中で話し合ったことを実現していく。そのことについて話し合うのが学校運営協議会ということになります。

議論をすることが一番大事なことで、それを地域の方々と一緒に実践していく。この一体的なことを今推進していく、充実させているところでございます。

○**工藤委員** ちょっとそこは説明が——今魅力化を進める中でコミュニティ・スクールもしっかりと、コミュニティ・スクールの方とも連携してやっていくという話だったんですけれども、今まで以上にしていくということ、魅力化というところにしっかり主を置いてやっていくという形で魅力化とか特色化をしていくということでしょうか。

○**中村生涯学習課長** 学校運営協議会、コミュニティ・スクールを導入している学校につきましては、いろいろ教育の中で課題はあると思うんですね。学校の魅力化も当然もちろんなんです。不登校を抱えているところは、それをやはり地域の方と一緒に議論をしたり、今、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正もありまして、働き方改革、学校でできること、家庭がすること、そして、地域がすることの役割分担について話し合うということも重要でしょうし、それぞれの学校の教育活動の課題、また、地域課題について話し合っ、それを実践していく、実行に移していく、そういったところの充実を図ろうというふうにしております。

○**荒神委員長** ほかにありませんか。

○**永山副委員長** 資料31ページの「みやぎきの図書館連携協働モデル事業」についてなんです

けれども、協議会の構成——先ほど触れられたんですけれども、もう一回予定している関係機関を示していただいでよろしいでしょうか。

○**中村生涯学習課長** もう一度お願いしてよろしいですか。

○**永山副委員長** 協議会の関係機関の連携という形で、どういったところの関係機関がこの対象となるのか教えてください。

○**中村生涯学習課長** 資料31ページの事業内容の①の協議会についてですが、こちらのほうには、県教育委員会が事務局となりまして、ここに県立図書館、市町村立図書館の代表、大学図書館の代表、学校図書館の代表、書店関係の方々、そのような方々をまず委員に任命して、この会に参加していただいて、ネットワークを組みまして、全県的な読書推進を図ろうというものでございます。

○**永山副委員長** 学校の図書館からもという形でありがたいなというふうに思っています。

代表者という形になってくると、館長とかで名誉職とかいろいろあったりするので、実際の現場が分かっている司書さんとかを積極的に入れていただけるとありがたいと思っております。

○**荒神委員長** ほかにありませんか。

それでは次に、資料32～35ページ、スポーツ振興課の説明分について、質疑ありませんか。

○**永山副委員長** また、ほかの方も言われています、35ページの「部活動地域展開促進事業」です。地域クラブ活動に各学校の生徒が参加していくというような形になって、成果指標としては1種目以上は地域展開を実践しているのを増やしていこうということなんですけれども、今現在で6市町村が地域展開されているという状況なんです。種目について分ければ教えてください。また、今後そういった種目の

ところに偏りがもしあるとすれば、そこを広く種目を増やしていただくか、その辺の考えについても教えてください。

○田中スポーツ振興課長 この成果指標にも上げております休日に定期的に1種目以上ということで、今それぞれの市町村の状況をつかみながら行っているところです。

一番顕著な例としましては、小林市が国の実証事業で進めておまして、ソフトテニス、ハンドボール、体操競技を実施しているというような状況がございます。

今、後半でおっしゃいました、その種目を広げていくということなんですけれども、基本的にまず休日をというところで、休日に地域展開した種目については、平日もこの状況が変わっていくんじゃないかなと、追加されていくんじゃないかなと想定しておりますけれども、その他の競技につきましても、文化活動も含めて各市町村においては、まず休日からということで、今お願いしているところでございます。

○永山副委員長 ありがとうございます。ぜひ、文化系とかのほうにも広げていただければと思います。お願いします。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

次に、資料36～38ページの文化財課の説明分について質疑ありませんか。

○中野委員 埋蔵文化財の発掘調査についてです。当初予算のほとんどを減額しているんですが、減額せざるを得なかった理由を教えてください。

○田中文化財課長 (事項)埋蔵文化財保護対策費の埋蔵文化財発掘調査ですけれども、これ国10分の10でやっている事業なんですけど、当初4か所の発掘調査を見込んでおまして計画を立てていたんですが、確認調査で遺跡が見つ

らなかったことや国土交通省の用地買収の遅れなどで調査が1か所になってしまったことによって2億3,500万円以上の減額となったものです。

○中野委員 その3か所の場所を教えてください。

○田中文化財課長 当初の予定箇所としましては、国道220号の宮浦・前田遺跡、国道220号の下山遺跡、そして、3つ目、4つ目が、国道218号の高千穂五ヶ瀬道路の2か所を見込んでおりましたが、実際の該当箇所は国道10号の住吉道路のほうになってしまったものです。

○荒神委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 次に、資料39～40ページ、人権同和教育・生徒指導課の説明分について質疑ありませんか。

○工藤委員 資料40ページの生徒健全育成費の4「不登校対策強化事業」がかなり減っているんです。これは、先ほどの説明では国から来るお金が少なかったということですが、これは打ち合わせの段階では、もっともらえる予定だったんでしょうか。

○川越人権同和教育・生徒指導課長 御説明させていただきます。

今、委員のほうからおっしゃっていただいたとおり、見込みとしてはこれぐらいということで、私どものほうはお願いをしたところなんですけれども、結果的に見込みが下回ったということになっております。

○工藤委員 それは、国の予算自体が減ったから宮崎県も減ったのか、国の予算は変わらないけれども宮崎県の割当が減ったのか、どちらなんでしょうか。

○川越人権同和教育・生徒指導課長 国の予算自体は、当初のとおりというふうには聞いてお

りますが、全体的なバランスということでこのような決定がなされたと聞いております。

○工藤委員 国全体は変わっていないのに、宮崎県がなぜ減らされたのかというところは何か詳細が分かれば、予想というか.....。

○川越人権同和教育・生徒指導課長 これについては、詳しい説明はいただいておりますが、この中身のほとんどがスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの任用に係る経費ということでございますので、私どもよりももっとたくさんの経費を見込んで出された県等があったのではないかなというふうには想像しているところでございます。

○荒神委員長 ほかにありませんか。

次に、残りの特別議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○菊池教職員課長 資料は42ページになります。

議案第81号「訴えの提起について」を御説明いたします。

本議案は、1、事件名のとおり、損害賠償事件の一部敗訴判決を受けまして控訴するもので、地方自治法の規定により県議会の議決を求めるものでございます。

2、当事者は、控訴人が宮崎県と延岡市、被控訴人が、東京都の個人でございます。

3、事件の概要でございますが、元延岡市の職員であった原告が、令和2年1月29日に勤務していた小学校の特別支援学級で、児童が所持していた棒が頭部に接触し、負傷する事故が起こったものでございます。

原告は、この負傷によって両感音難聴及び目まい症の後遺症等が生じたと主張し、令和5年5月24日付で延岡市及び宮崎県に対し4,056万6,633円及びこれに対する遅延損害金の支払いを

求める訴えを宮崎地方裁判所に提起しております。

これに対し、被告である延岡市及び宮崎県は、本件事故は突発的に生じたものであり、予見可能性がなかったこと、また、本件事故と原告に生じた傷病との因果関係が認められないと主張し争ってまいりましたが、令和8年2月20日、宮崎地方裁判所において、被告らは原告に対し、連帯して1,180万6,947円及びこれに対する令和2年1月29日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを命じる旨の判決が言い渡されたところでございます。

この判決につきましては、4、控訴の理由のとおり、不服がございします。

第1に、(1)ですが、判決は、単に児童が自閉症及びADHDであったことをもって、学級の担任教諭は事故発生の可能性を予測することができたとしています。

しかしながら、自閉症及びADHDの児童と言いましても、その特性や程度などには個人差があり、学校における支援状況も異なるものでございます。

係る個別具体の事情を問わず、およそ自閉症及びADHDの児童が棒を手にした場合には、他者への加害を予測することができるというのは、教員に対して過度に広範な予見義務を課すもので妥当ではないと考えているところでございます。

第2に、(2)ですが、判決は事故発生の可能性を予測することができた以上、児童が棒を持たないようにする、または振り回さないよう注意する義務があったとしております。

しかし、係る義務が法的に課されるとなると、県としましては、自閉症及びADHDの児童のいる学校において、当該児童等に同様のものを

持たせないなど一律の対応を取らざるを得なくなりしますので、結果として特別支援教育の硬直化をもたらすおそれがございます。

第3に、(3)ですが、原告に生じた傷病はせき・くしゃみなど日常生活における行為によっても生じ得るものでございましたので、本件事故が原告の傷病の原因であるとの判断には疑義がございます。

第4に、(4)ですが、判決は、担任教諭の過失のみを認定しておりますが、原告も自閉症及びADHDの児童の支援に携わっていた事実から担任教諭と同等の過失は認められ、原告に生じた損害につきましては過失相殺されるべきと考えております。

また、原告には既往症があるところ、その既往症が原告の症状の発生及び症状の増悪に寄与した可能性もございます。

以上の4つを主な理由といたしまして、控訴させていただきたいと考えております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案、議案第81号「訴えの提起について」の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 次に報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○安部育英資金室長 常任委員会資料の43ページを御覧ください。

宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起についてでございます。

表にあります9件の債権につきましては、県や債権回収を委託した弁護士法人が電話、文書、訪問等の手段により再三支払いを求めてきたものの、長期間これに応じないことから、9件24

名の借受人及び連帯保証人に対しまして、一括で支払うよう督促申立てを行いましたところ、9件15名から分割して支払いたいという分納希望などの理由による異議申立てがございましたため、令和7年11月から令和8年1月の間に、それぞれ知事専決を行いましたして、訴えを提起いたしましたので御報告させていただきます。

それでは、各債権の内容につきまして御説明いたします。

まず表の1件目につきましては、貸付金64万8,000円のうち26万5,000円が滞納となっており、連帯保証人1名から分納を希望とする異議申立てが出ております。

次に、2件目につきましては、貸付金43万2,000円の全額が滞納となっており、連帯保証人1名から分納希望を理由とする異議申立てが出ております。

次に3件目につきましては、貸付金82万8,000円のうち54万5,000円が滞納となっており、連帯保証人2名から分納希望等を理由とする異議申立てが出ております。

次に、4件目につきましては、貸付金45万円のうち42万5,000円が滞納となっており、借受人及び連帯保証人2名から分納希望等を理由とする異議申立てが出ております。

次に、5件目につきましては、貸付金64万8,000円のうち62万1,000円が滞納となっており、借受人と連帯保証人1名から分納希望を理由とする異議申立てが出ております。

次に、6件目につきましては、貸付金64万8,000円のうち62万1,000円が滞納となっており、借受人から時効の援用を理由とした異議申立てがなされておりますが、以前に強制執行ができます債務名義を取得しており、時効は更新されておりますので、実際には時効はまだ完成して

いないところがございます。

次に、7件目につきましては、貸付金108万円のうち40万5,000円が滞納となっており、連帯保証人2名から分納希望等を理由とする異議申立てがなされております。

次に、8件目につきましては、貸付金72万円のうち71万5,000円が滞納となっており、連帯保証人2名から分納希望等を理由とする異議申立てがなされております。

最後の9件目につきましては、貸付金36万円の全額が滞納となっており、連帯保証人1名から契約した覚えがない旨の異議申立てがなされておりますが、契約時の手続に不備はなかったことを弁護士法人と確認の上、訴えの提起を行わせていただいたところがございます。

なお、本日3月6日までに1件目と2件目と3件目と5件目の計4件の債権につきましては、裁判が結審しております、いずれも県の主張が認められているところです。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○安田委員 9番目のその本人が契約をしていなかったというんですかね。もうちょっと詳しく教えてください。

○安部育英資金室長 これは、借受人と連帯保証人2名に支払督促申立てを行いましたところ、1名の連帯保証人から、その保証人としての契約した覚えはないという異議申立てがあったところです。

しかし、当時の必要書類、借用証書等があるんですが、それには保証人として本人の署名、捺印がなされており、その添付書類であります印鑑証明、住民票、所得証明等も全てそろっておりまして、県側の手続には不備はなかったことを弁護士法人と確認の上、訴えの提起をした

ところがございます。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時23分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、9日の月曜日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時27分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で、何かございませんか。

令和8年3月6日(金)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 何もないようですので、以上で、
本日の委員会を散会いたします。

午後2時28分散会

令和8年3月9日(月曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 荒 神 稔 |
| 副 委 員 長 | 永 山 敏 郎 |
| 委 員 | 坂 口 博 美 |
| 委 員 | 中 野 一 則 |
| 委 員 | 安 田 厚 生 |
| 委 員 | 本 田 利 弘 |
| 委 員 | 工 藤 隆 久 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 議 事 課 主 幹 | 黒 木 一 寛 |
| 総 務 課 主 事 | 高 妻 勇 斗 |

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

議案等の採決につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第45号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第65号、議案第81号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第65号、議案第81号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可

決または承認するものと決定いたしました。

それでは、最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時1分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 荒 神 稔